ICカード精算に関する論点の整理について

1 消費税率改定に係る I C運賃・現金運賃の併存

前提	交通機関運賃には消費税が含まれるため、消費税率が改定
	され、税抜価格を据え置く場合、税込み価格が変動する。
導入目的	現金精算の場合、交通機関運賃は性質上、少額硬貨が必要
	な金額とするのはなじまないため、10円単位まで丸めた
	金額で設定されている。
	一方、ICカード精算の場合、1円単位で細かく設定が可
	能であるため、税率変更を厳密に転嫁することができる。
例	【消費税5%】
(路線バス初	170円
乗り運賃)	【消費税 5 %→8 %】
	<現金運賃>
	170円→180円
	<ic運賃></ic運賃>
	170円→175円
導入の可否	IC運賃・現金運賃をそれぞれ設定することは可能であ
	る。
議論のポイン	今回の運賃改定は消費税率の改定に伴うものではないた
F	め、運賃を分ける必要性は乏しく、将来的に消費税率の改
	定時に議論するべき議題である。

2 バス利用特典サービス (バス特)

前提	1か月間(1日~末日)のICカードでの利用額に応じて、
	バス運賃の支払いに使用できる「特典バスチケット」がカ
	ード内に付与され、次回利用時に自動的に割引が適用され
	る、各事業者共通で行っているサービス。
導入目的	ICカード利用者への割引サービス。
	ICカード利用の促進。
例	※いずれも同一路線のみ利用したと想定
(1か月の利	
用額に応じた	例1 1か月間の利用額が1,000円未満の場合
割引額)	——→チケットが付与されないため、割引はない。
	例2 IC150円区間を10回利用した場合
	【料 金】150円×10回=1,500円
	【割引額】100円(割引率約6.7%)
	⇒【支払額】1,500円-100円=1,400円
	例3 I C 1 7 5 円区間を3 1 日間往復で使用した場合
	【料 金】
	175円×2回×31日= 10,850円
	【割引額】1,560円(割引率約14.3%)
	⇒【支払額】
	10,850円-1,560円= 9 ,290円
導入の可否	運行事業者である京王バス中央株式会社と協議が調えば、
	導入は可能であるが、システム上、ちゅうバスに対しての
	割引額を算定することはできない。
	そのため、運賃体系が大きく異なる路線をバス特の仕組み
	に組み込むことは難しい協議となる。
議論のポイン	メリット I Cカード利用者の負担軽減
 	デメリット 収入が減少し、収支が悪化する可能性が高
	ν _°
	市の財政負担を増やしてまで、ICカード利用者の負担軽
	減策を導入する必要があるか。